

後期分授業料特別免除申請のしおり

在学学生用

鳴門教育大学
学生課学生生活支援係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度及び教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

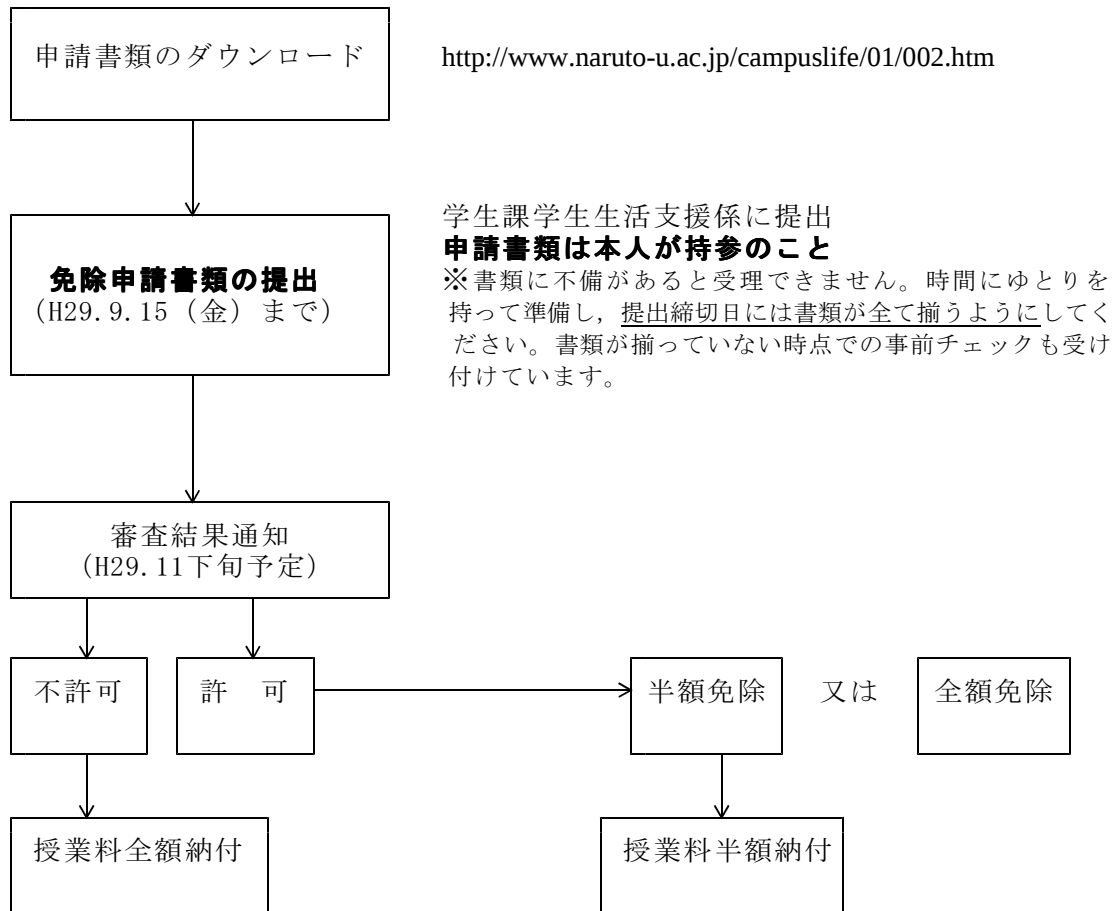
II. 申請手続

- (1) 申請方法 学生課学生生活支援係に本人が持参してください。
- (2) 提出期間 **平成29年7月21日（金）～平成29年9月15日（金）**
期限を過ぎての提出は受理できませんので注意してください。
- (3) 受付時間 平日 8:30～12:00, 13:00～17:15（12:00～13:00は昼休み）
- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知（11月下旬予定）し、学生生活支援係窓口にて通知書を交付します。
- (5) 注意事項 授業料免除申請者（又は授業料免除申請をしようとする者）は、**結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。**
納付してしまった場合には、授業料免除の資格を喪失しますので注意してください。
- (6) その他 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生生活支援係（電話 088-687-6119）に問い合わせてください。

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
（具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登録期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し）
- (3) 適用条令の写し
- (4) 長3封筒（表面に自分の所属・学籍番号・氏名を記入したもの）

授業料特別免除（後期分）のフローチャート



※免除申請の結果が不許可又は半額免除になった者は、通知後速やかに授業料を納付してください。

提出書類により取得した個人情報とは、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

平成 2 9 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう
関係書類を添え、申請します。

記

1. 平成 2 9 年度 (前期分 ・ 後期分)
2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること